

○ 保管記録等取扱要領について

平 25.3.26 大高検二第135号
検事長通達 管内検事正あて
改正 平 28.5.17 大高検二第 3号

平成25年3月19日付け法務省刑総訓第6号大臣訓令をもって、記録事務規程（昭和62年法務省刑総訓第1018号大臣訓令）の全部が改正され、本年4月1日から施行されることに伴い、当庁管内の検察庁における記録の分類及び保管、保存等の取扱いについて、別添のとおり、保管記録等取扱要領を定めたので、その適正な運用に配慮願います。

別添

保管記録等取扱要領

第1 目的

大阪高等検察庁及び管内検察庁における刑事確定訴訟記録、裁判所不提出記録、不起訴記録、費用補償請求事件記録及び刑事補償請求事件記録（以下「保管記録等」という。）の統一的な分類及び保管、保存等の取扱いについては、刑事確定訴訟記録法（昭和62年法律第64号）（以下「法」という。）、刑事確定訴訟記録法施行規則（昭和62年法務省令第41号）（以下「規則」という。）、記録事務規程（平成25年3月19日付け法務省刑総訓第6号）及び平成25年3月19日付け法務省刑総第409号法務省刑事局長依命通達「記録事務規程の改正について」によるほか、この要領の定めるところによる。

第2 分類

- 1 保管記録は、法第2条第2項（規則に定めるものを含む。）に定める保管記録の区分のほか、更に別表第1のとおり区分して分類する。
- 2 不起訴記録は、記録事務規程に定める不起訴記録の区分のほか、更に別表第2のとおり区分して分類する。

第3 保管、保存

- 1 法別表第一号1から5及び規則第2条表第一号から第四号に定める裁判書は、裁判書以外の保管記録と分離して保管する。
- 2 別表第3の保管記録等欄に掲げる保管記録等は、同表の保管、保存方法欄に定める方法に従って保管又は保存する。

附 則

- 1 この通達は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 昭和62年12月22日付け日記検二第635号大阪高等検察庁検事長通達「記録事務の管内統一取扱基準について」（以下「管内統一基準」という。）及び同日付け

日記検二第636号大阪高等検察庁次席検事依命通達「記録事務の管内統一取扱基準」の制定に伴う事務処理については、平成25年3月31日限り廃止する。

- 3 この通達の施行日前の管内統一基準に基づいて作成された保管記録保管簿、保管期間延長記録保管簿、不起訴記録保存簿及び保存期間延長不起訴記録保存簿による保管記録等の管理は、記録事務規程附則第2項によるほか、なお従前の例によることができる。
- 4 この通達の施行日前の管内統一基準に基づいて整理し、保管又は保存された保管記録等の保管又は保存は、なお従前の例によることができる。

附 則（平成28.5.17大高検二第3号）

この通達は、平成28年6月1日から施行する。

別表第1

分類名称	保管記録の種別		保管期間	
			裁判書	裁判書以外の記録
50号記録	死刑又は無期の懲役若しくは禁錮に処する確定裁判に係るもの		100年	50年
30号記録	20年を超える有期の懲役又は禁錮に処する確定裁判に係るもの		50年	30年
20号記録	10年以上20年以下の懲役又は禁錮に処する確定裁判に係るもの		50年	20年
10号記録	5年以上10年未満の懲役又は禁錮に処する確定裁判に係るもの		50年	10年
8号記録	刑の一部の執行猶予を言い渡す確定裁判に係るもの		50年	8年
5号記録	5年未満の懲役又は禁錮に処する確定裁判（刑の一部の執行猶予を言い渡す確定裁判を除く。）に係るもの		50年	5年
3号記録	罰金、拘留又は科料に処する確定裁判に係るもの		20年	3年
刑免記録	刑を免除する確定裁判	死刑又は無期の懲役若しくは禁錮に当たる罪に係るもの	20年	15年
		有期の懲役又は禁錮に当たる罪に係るもの	20年	5年
		罰金、拘留又は科料に当たる罪に係るもの	20年	3年
無罪等記録	無罪、免訴、公訴棄却又は管轄違いの確定裁判	死刑又は無期の懲役若しくは禁錮に当たる罪に係るもの	15年	15年
		有期の懲役又は禁錮に当たる罪に係るもの	5年	5年
		罰金、拘留又は科料に当たる罪に係るもの	3年	3年
特交3号記録	道路交通法違反又は自動車の保管場所の確保等に関する法律違反の罪に係るもので、略式手続による確定裁判があり、裁判確定時までに刑の執行を終えなかったもの（正式裁判の請求がなされた後、これが取り下げられ、又は請求を棄却する裁判が確定したものを除く。）		10年	3年
特交1号記録	上記の確定裁判があり、裁判確定時までに刑の執行を終えたもの		10年	1年
再審請求記録	再審請求に係るもの。ただし、再審を開始する確定裁判に係るものを除く。		本案事件の記録の保管期間に同じ。 （その期間が3年未満のものについては、3年）	
雑記録	（各裁判に係る上訴の申立て・異議の申立てについての裁判書等を含む。） 1 刑の執行猶予の言渡しを取り消す確定裁判に係るもの 2 刑法第52条により刑を定める確定裁判に係るもの 3 刑事訴訟法第501条による裁判の解釈を求める申立てについての確定裁判（棄却決定を除く。）に係るもの 4 刑事事件における第三者所有物の没収手続に関する応急措置法第13条により没収の裁判を取り消す確定裁判に係るもの		本案事件の裁判書の保管期間に同じ。 3年	
	5 訴訟費用の負担を命じる裁判の執行の免除の申立てについての確定裁判に係るもの		5年	
	6 1から5以外に係るもの。ただし、本案事件の記録に添付されているものを除く。		3年	

別表第 2

分類名称	不起訴記録の種別		保存期間	
	裁定主文	事件の法定刑		
100号不起訴記録	罪とならず 嫌疑なし 嫌疑不十分 起訴猶予	1 人を死亡させた罪であつて禁錮以上の刑に当たるもの	死刑	記録事務規程第26条で定める期間
30号不起訴記録			無期の懲役又は禁錮	30年
20号不起訴記録			長期20年の懲役又は禁錮	20年
1-10号不起訴記録			長期20年未満の懲役又は禁錮	10年
25号不起訴記録		2 人を死亡させた罪であつて禁錮以上の刑に当たるもの以外	死刑	25年
15号不起訴記録			無期の懲役又は禁錮	15年
2-10号不起訴記録			長期15年以上の懲役又は禁錮	10年
7号不起訴記録			長期10年以上15年未満の懲役又は禁錮	7年
5号不起訴記録			長期5年以上10年未満の懲役又は禁錮	5年
3号不起訴記録			長期5年未満の懲役若しくは禁錮又は罰金	3年
1号不起訴記録			拘留又は科料	1年
心神喪失等不起訴記録	心神喪失刑の免除	全部	5年	
その他の不起訴記録	罪とならず、嫌疑なし、嫌疑不十分、心神喪失、刑の免除及び起訴猶予を除くその他の主文	全部	1年	
特交不起訴記録	道路交通法違反事件又は自動車の保管場所の確保等に関する法律違反の罪に係るもので、区検察庁の検察官において不起訴処分にしたもの		1年	

別表第3

保管記録等	保管, 保存方法
<p>1 上訴審における控訴棄却・上告棄却等の裁判書（抗告, 特別抗告, 異議申立, 判決訂正の申立等があった場合の棄却の裁判書を含む。）</p> <p>2 上訴審における破棄差戻・移送の裁判書</p> <p>3 上訴審における破棄自判の裁判が確定した場合の原審裁判の裁判書</p> <p>4 再審を開始する確定裁判の裁判書</p> <p>5 非常上告の申立てに係る裁判（棄却判決を除く。）の裁判書</p> <p>6 別表第1の雑記録1から4の裁判書</p>	<p>本案事件の裁判書に添付する。</p>
<p>7 別表第1の再審請求記録</p> <p>8 裁判所不提出記録</p> <p>9 費用補償請求事件記録及び刑事補償請求事件記録</p>	<p>本案事件の裁判書以外の保管記録に添付する。</p>